

お詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第7条第1項に基づく措置命令（令和6年3月13日付け）に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知いたします。

弊社は、弊社が供給する「車両用クレベリン」と称する役務（以下「本件役務」といいます。）を一般消費者に提供するにあたり、令和4年10月31日、令和5年1月30日、同年4月19日から同年5月17日、同月19日から同月25日及び同月27日から同月28日までの間、弊社ウェブサイトにおいて、例えば、「洗えない車内・シートを除菌」、「菌・ウイルス除去!」、「除菌効果3ヶ月間」及び「友達・家族とのわいわいドライブの後に」との記載と共に、車室内の菌・ウイルスを除去するイメージ画像並びに「染みついたタバコ臭・ペット臭を消臭」及び「お客さまを乗せる前に」との記載と共に、車室内にタバコ臭・ペット臭が染みついているイメージ画像等を表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしておりました。

これらの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

本件表示によりお客様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。弊社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、法令遵守の徹底と、広告管理体制の一層の強化に努めてまいります。

令和6年4月30日
ネッツトヨタ高松株式会社